

## ○巨理町議会議長交際費支出基準及び公表に関する基準

令和4年4月1日

### (目的)

第1条 この基準は、議長が巨理町議会議長を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「議長交際費」という。）の支出基準及び公表に関し必要な事項を定めることにより、議長交際費の適正かつ公正な執行と透明化に資することを目的とするものとする。

2 副議長又は常任委員会の委員長が、各種団体等からの案内に基づき、当該団体が主催する会合に、議長とともに、又は議長の代理で出席する場合は、別紙のうち会費に該当するものについては、社会通念上妥当と認められる範囲内で、交際費を支出することができるものとする。

### (責務)

第2条 議長交際費の支出に当たっては、社会通念上妥当と認められる範囲内で必要最小限の額となるように努めなければならないこととする。

### (種別及び支出基準)

第3条 議長交際費は、次に掲げる種別及び支出基準に応じ、支出できるものとする。

- (1) 慶 祝 慶事及び総会等各種行事のお祝いに係る経費
- (2) 弔 慰 町政関係者、町議会関係者等の葬儀等における香典、供花等に係る経費
- (3) 会 費 会費を必要とする会合等への参加に係る経費
- (4) 賛 助 趣旨に賛同できる行事等の開催に係る経費
- (5) 渉 外 行政視察等、交際上支出が必要であると議長が認める経費
- (6) その他 町議会運営上特に議長が必要と認める経費

2 議長交際費の支出対象者等及び支出基準額は、別表に定めるとおりとする。

3 前項の基準は、一般的な支出基準を示したものであり、この基準によることが適当でない事例が生じた場合は、別途協議し決定するものとする。

(支出の除外)

第4条 前条の規定に関わらず、議長交際費は特定の議員、政党その他の政治団体、宗教団体等に係る慶祝、会費等についてはこれを支出しないものとする。

(公表)

第5条 交際費の公表は、次に掲げる内容について亙理町議会のホームページに掲載するとともに、議会事務局において閲覧に供することにより行うものとする。なお、議長交際費の閲覧等の期間は、文書の保存年限（5年）を限度とするものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出事由
- (4) 支出金額

2 前項に定める公表は、四半期（6月末、9月末、12月末及び3月末）ごとに行うものとし、翌月15日までに町議会ホームページに掲載するものとする。

3 交際費の支出の相手方の役職や氏名に関する情報は、個人情報として不開示情報にあるため、交際費の公表の際には個人情報の観点から、必要な措置を講ずるものとする。

(議長交際費の見直し等)

第6条 議長は、議長交際費の支出内容や金額が社会情勢の変化に十分考慮したうえで適正な執行に努めるとともに、適正な執行となるよう適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項については、議長が別に定めるものとする。

附 則

この基準の施行に伴い、「亙理町議会議長の交際費の支出及び公表に関する基準（平成22年4月1日）」は、廃止する。

2 この基準は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

支出基準

区 分	支出対象者等		支出基準額
慶 祝	金額の明示のあるもの		相当額
	金額の明示の無いもの		10,000 円以内
弔 慰	別紙に定めるとおり		
会 費	金額の明示のあるもの		相当額
	金額に明示が無いもの		10,000 円以内
			懇談会等は、原則として一人当たり 5,000 円以内
賛 助	趣旨に賛同できる行事等に対するもの	協賛金	10,000 円以内
		景品等	5,000 円以内
渉 外	行政視察等、交際上支出する必要があると議長が認める経費		10,000 円以内
その他	その他町議会運営上特に議長が必要と認める経費は、その案件に応じ必要と見込まれる額に相当する額。		

備考 支出基準額については、地域の習慣等特別な理由により、上記で定める金額により難しい事情がある場合には、社会通念上妥当な範囲で金額を調整できるものとする。